

ヘルスケア分野における健康投資促進のためのアクションプラン 2017

平成29年3月31日
次世代ヘルスケア産業協議会
健康投資ワーキンググループ

1. 健康投資促進に向けた基本コンセプト

- 健康経営に取り組む企業等を「見える化」し、企業の経営層の関心を高めることを目的として、一昨年に上場企業の顕彰制度として「健康経営銘柄」（経済産業省及び東京証券取引所による選定）、昨年11月には対象を非上場企業や法人にも広げた「健康経営優良法人認定制度」（基準策定：経済産業省・厚生労働省、認定：日本健康会議）を開始。こうした顕彰制度や取組企業の増加、メディアの報道等もあり、健康経営の認知度は向上している。一方で、健康経営度調査の回答率は上場企業でも20%未満に留まり、健康経営に対する中小企業での認知度も低いことから、今後も健康経営の裾野を拡大していくことが課題。
- 健康投資の裾野拡大に向けて、取組が遅れている企業・業種への普及促進を進めると同時に、取組企業への各種支援策を整備し、取組企業から取引先への啓蒙や、取組企業の従業員からその家族に取組を広げていくこと等を通じて、中小企業や地域へと横展開していく。
- 加えて、より質の高い健康経営に取り組む企業がより評価される環境を整備することで健康経営の質の向上を推進するとともに、これらの健康課題・ニーズに応えるヘルスケアサービスの更なる需要の喚起を図っていく。
- 特に大企業においては、企業や投資家等より企業の業績や生産性の向上等、健康経営の投資対効果を明らかにすることが求められていることから、それらの測定・評価手法の開発に向けた研究を今後も推進していくことが極めて重要。更に、健康経営の質の向上や健康経営を支えるサービス市場の活性化など、次なる段階に着手することが必要。
- 一方、中小企業においては、「健康経営優良法人認定制度」等の施策により健康経営への取組や優良な事例が「見える化」されつつある。今後は、更なる裾野の拡大に向け「健康経営優良法人認定制度」と連動するインセンティブの拡充や当該制度の活用促進に向けた施策を講じていくことが重要。
- これらの施策を通じ、健康経営を企業文化として根付かせ、企業による継続的・自主的な健康投資を促進することで、国民が生涯現役で活躍し続ける「生涯現役社会」を構築し、国民一人一人が享受できるヘルスケア産業の創出・育成を図る。

2. 健康投資・健康経営に関する施策の推進

I. 健康経営の裾野の拡大に向けた環境整備

地域版次世代ヘルスケア産業協議会や健康経営の取組を促進するためのセミナー等を通じ、健康経営に関する顕彰制度や健康経営に取り組む企業等に対するインセンティブの紹介、企業実績等と健康経営の関係性などに関する分析・研究結果等を紹介することで、健康経営に取り組みつつある企業等に対してメリットを提示することや、中小企業等に対する健康経営の認知度調査等を継続的に実施することで健康経営の裾野の拡大を図っていく。

更に、自治体による表彰制度や地方銀行・信用金庫等による低利融資など、健康経営に取り組む企業を「優良な投資・取引・就職先」として支援する金融機関、民間事業者等の取組を拡大するために、これらの支援を実施する事業者等に関する情報の一元化を図ることで、企業等が健康投資や健康経営に取り組みやすい環境を整備する。

II. 健康経営の質の向上に資する施策の展開

i) 「生涯現役社会」の構築に向けた健康経営の推進

国民一人一人が心身の健康状態に応じて経済活動や社会活動に参画し、役割を持ち続けることのできる「生涯現役社会」の構築に向け、健康経営の推進を通じた従業員の健康に対する気づきの機会（一次予防）の提供や、生活習慣病等の重症化予防（二次及び三次予防）に着目した受診勧奨・特定保健指導等の徹底に取り組む。

ii) 企業等における健康経営の質の向上に資する施策の展開

企業等における健康経営の質の向上に資するため、業種の特徴や社会情勢に留意しつつ、「健康経営度調査」の項目や「健康経営銘柄」及び「健康経営優良法人」の選定・認定項目の見直し等を図る。具体的には、働き方改革等の議論を踏まえた評価項目の見直し等についての検討を行う。また、特に「健康経営優良法人認定制度」については、認定法人における健康経営の質の向上を図るため、当該法人の取組内容等に関する情報発信について検討を進める。

iii) 健康投資の活性化に向けたヘルスケアサービスの活用促進

より質の高い健康経営を促進するため、ヘルスケアサービスを導入する企業も増えつつある。この様な健康投資が活性化することにより、ヘルスケアサービスの質が向上し、国民一人一人が享受できる当該サービスの創出が期待される。

健康投資の活性化に向け、ヘルスケアサービスの創出や保険者等と当該サービスのマッチング等を図る観点から、ヘルスケア・ビジネスコンテストや地域版次世代ヘルスケア産業協議会等の関連施策により新たなヘルスケアサービスを育成しつつ、健康経営に資する

ヘルスケアサービスについての情報の一元化を図る。

3. 「大企業」における健康経営の普及促進

I. 「健康経営銘柄」等の継続実施と効果的な情報発信に係る検討

企業等による健康経営の推進及び質の向上を図るため、「健康経営銘柄」の選定及び「健康経営優良法人（大規模法人部門）」の認定を継続実施するとともに、「健康経営度調査」の設問や選定方法の改善（設問の効率化や見直し、連続選定企業の取扱いの検討等）を行う。

また、「健康経営度調査」等のデータを活用し、個別企業の健康経営の取組事例や経年での企業業績等と健康経営の関係性などに関して、公的な研究・学術機関や大学等と連携して、経営学的視点も踏まえた分析・研究を引き続き進める。

加えて、企業等における情報発信の取組に関しては、「健康経営度調査」の結果を踏まえつつ、統合報告書等への記載の促進など、企業における効果的な情報発信についての検討を行う。

II. 健康経営に取り組む企業の裾野を拡大するための取組の促進

「健康経営度調査」や「健康経営優良法人認定制度」等を活用することにより、健康経営の基本的な取組の実施や情報発信を行っている企業の「見える化」を図るため、「日本健康会議」において2020年までに500社を目標として企業を公表する。

4. 「健康経営優良法人認定制度」を中心とした中小企業等への展開

I. 「健康経営優良法人認定制度（中小規模法人部門）」の推進

「健康経営優良法人2017（中小規模法人部門）」の審査過程で得られた知見や自治体、保険者、商工会議所、医師会等の関係機関からの意見を踏まえつつ、当該制度の改善を図る。

更に、「健康経営優良法人認定制度（中小規模法人部門）」は、保険者が取り組む健康宣言事業との連携を図っているため、更なる健康宣言事業の活性化が期待される。よって、当該認定制度及び健康宣言事業の促進の観点から、保険者協議会などの枠組みなどを活用しながら、経済団体や自治体等の機関と連携し都道府県単位で協働できる体制の検討を進めるとともに、地域版次世代ヘルスケア産業協議会との連携等を進める。

II. 「健康経営優良法人認定制度」と連動したインセンティブ措置の拡充

「健康経営優良法人認定制度」と連動したインセンティブ等の付与を行う自治体・民間事業者の取組を促進するため、地域における優良事例の横展開やマッチング機会の提供等を行う。また、自治体や民間事業者によるインセンティブの措置状況を踏まえながら、国として措置が必要なインセンティブについても検討する。

Ⅲ. 健康経営の実践に向けたノウハウ等の提供

「健康経営アドバイザー」等の専門人材を全国の商工会議所や地域版次世代ヘルスケア産業協議会等を通じて各地で活用できる環境の整備に取り組む。

加えて、「健康経営優良法人認定制度」の普及を図るため、認定法人の事例紹介等を通じて健康経営の実践に向けたノウハウの提供を行う。

5. 健康経営・健康投資を促進するインセンティブの整備

I. 「保険者」への健康増進・予防の取組に係るインセンティブ制度の準備

後期高齢者支援金の加算・減算制度や保険者努力支援制度など、保険者種別の特性に応じた新たなインセンティブ制度の実施に向けた準備を進める。国民健康保険の保険者努力支援制度については、平成 28 年度から現行の国民健康保険の特別調整交付金の一部において傾斜配分の仕組みを導入することで、その趣旨を前倒しで実施しており、平成 28 年度の実施状況を踏まえ、平成 30 年度の本格実施に向けて準備を進める。

6. 健康経営の実践を支えるヘルスケア事業者の育成

I. 民間サービスの品質の見える化と企業・保険者とのマッチング機会の提供

優良なヘルスケア事業者の活用促進を図るため、日本健康会議において、サービス品質の見える化を図り、優良なヘルスケア事業者を 100 社公表するとともに、企業・保険者とのマッチング機会の提供（データヘルス・予防サービス見本市の開催等）を行う。

II. 「個人」への健康増進・予防の取組に係るインセンティブの整備の促進

ウェアラブル機器等の普及により個人の健康情報がリアルタイムで計測できる環境が整備されつつある中、健康リスクの度合いに応じた民間保険商品を開発・設計する際の課題や留意点を抽出する。

Ⅲ. 職域における（ワークスタイルに根ざした）運動習慣の構築

官民で連携して、通勤時間や休憩時間等を活用したビジネスパーソンの運動・スポーツ習慣づくりを推進するムーブメント創出等に取り組む。また、新たなスポーツのスタイル等の開発に向けた調査、アイデアコンテスト等を実施する。

Ⅳ. 特定保健指導における情報通信技術を活用した初回面接（遠隔面接）の推進

情報通信技術を活用してテレビ電話やタブレット端末等により初回面接を行うこと（遠隔面接）は、現行も可能であるが、より導入しやすくなるよう、国への実施計画の事前の届出

を平成 29 年度から廃止し、保険者による情報通信技術を活用した初回面接（遠隔面接）を推進する。

V. 健康・医療情報の統合的な活用による従業員の行動変容効果の実証研究

医療機関や保険者、企業、民間事業者等が、レセプト情報、健診情報及び各個人がウェアラブル端末等で蓄積した健康情報等を収集し、統合的に解析・活用することで、糖尿病等の生活習慣病予防・重症化予防に向けた行動変容を促すための仕組みについて、実証事業の成果を踏まえ、研究開発事業として、更なるエビデンスの構築やサービスの高度化を図る。また、同事業の成果を起点に、糖尿病以外の生活習慣病領域への応用可能性等についても検討する。こうした取組を大企業から中小企業、国保・地域に主体を広げ、更なる個人の行動変容を促す仕組みづくりやデータ活用を促進する。

VI. 自治体等におけるヘルスケアサービスの活用環境整備（SIB 等の導入促進）

自治体、保険者等が効果的・効率的に予防事業等を行う際の手法として、ヘルスケア分野におけるソーシャル・インパクト・ボンド（SIB）の導入を更に推進する。また、事業成果とその評価、支払条件の関係整理や、行政が成果報酬型かつ複数年度の事業を行う上での課題、SIB の組成及びその管理、多様な資金提供者の参加を促すための課題等に関する調査を行う。